



## 申3号「通勤手当等の見直しについて」に関する申し入れを行う!

JR東労組本部は、本社より「通勤手当の見直しについて」の提案を受けました。

「通勤は、一人ひとりの生活と仕事を繋ぐものであり、その負担軽減は働く意欲や体調に大きく関わります。そのため、通勤手当等の充実は社会的にも求められています。JR 東日本においても、モニター制度の充実など、一人ひとりの生活と業務実態を考慮した制度を、労使で議論し、つくりあげてきました。

「通勤手当等の見直しについて」は、提案を受けて以降、申26号団体交渉を通じて、ワークライフバランスを実現する施策となるのか議論を行ってきました。職場からは、新幹線による通勤の拡大については賛同する声が多く上がっています。一方で、モニター制度から通勤定期に切り替わることによる個人の税や社会保険料、各自治体の実施している公的補助への影響を不安視する意見も多くあります。また、自己負担の増加によっては、自宅からの通勤ではなく単身赴任を選択する可能性もあります。さらに、エルダー社員については、通勤手当が所得となることから公的給付の減額が予想され、エルダー制度の根幹を揺るがしかねないと危惧しています。他にも、在来線の特別急行列車の利用範囲拡大や、私鉄等の通勤経路の指定要件の緩和を望む声が多く出されています。

今回の制度見直しは、ワークライフバランスを充実させるものとなるためには、家庭環境や金銭面での負担を増大させないことと、制度の内容を説明等によってよく理解し、納得して制度を選択できるようにしなければなりません。

従って、以下の項目を申し入れ団体交渉を行っていきます。

## 7月10日に全12項目の申し入れを行いました!

1. 新幹線等を利用する通勤に対する通勤手当の支給については、条件を付さず、最も合理的な経路として申請した経路、区間について承認すること。
2. 新幹線等を利用する通勤に対する通勤手当の支給を受ける場合は、乗車距離に応じた通勤援助金を支給し、現行のモニター制度以上に個人の経済的な負担が増加しないようにすること。
3. 現行のモニター制度利用者に対する経過措置は、新幹線等を利用する通勤をしている間は期限を設けずに実施すること。
4. エルダー社員については、通勤手当支給によって減額される公的給付分を全額保証すること。
5. 通勤手当等の見直しによって、転居や単身赴任を選択する場合は、通常の異動による場合と同様に散り扱うこと。
6. 在来線の特別急行列車を利用する通勤については、全ての特別急行列車を利用可能とすること。
7. 通勤経路の指定、および通勤手当の支給については、申請された経路を承認すること。特に、私鉄等や自動車を利用した経路については、実情に踏まえて承認すること。
8. 帰省用代用証は、48往復分支給することとし、通年利用可能とすること。
9. 別居手当の増額は、50km以上10,000円、100km以上20,000円とすること。
10. 都市手当の保障延長は、D級地も適用すること。その際はD級地の支給額とすること。
11. 通勤手当を受けることによって、税や社会保険、公的補助などに影響することを、具体的に周知すること。
12. 今回の制度見直しによって、事務担当者の削減は行わないこと。

組合員が安心して働ける環境をつくりだすため  
団体交渉を行います! 交渉は7月17日です!